

第 6 号

令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）

令和4年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 255,658千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 468,665千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 920	千円 △ 120	千円 800
	1 財産運用 収 入	920	△ 120	800
2 繰越金		35,392	△ 18,432	16,960
	1 繰越金	35,392	△ 18,432	16,960
3 諸収入		688,011	△ 237,106	450,905
	1 貸付金 元利収入	688,011	△ 237,106	450,905
歳 入 合 計		724,323	△ 255,658	468,665

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 教 育 費		千円 724,323	千円 △ 255,658	千円 468,665
	1 育英資金	724,323	△ 255,658	468,665
歳 出 合 計		724,323	△ 255,658	468,665

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 育英資金返還金収納事務委託業務	令和5年度	千円 264
2 情報処理関連業務	令和5年度	1,179